

官報

号外

昭和二十六年三月二十七日

○第十回参議院會議録第三十号

昭和二十六年三月二十六日(月曜日)午前
十時四十三分開議

議事日程 第二十九号

昭和二十六年三月二十六日

午前十時開議

第一 農業協同組合法の一部を改正する法律案(池田宇右衛門君外五名発議)(委員長報告)

第二 日雇労働者の賃金ベース引上げ等に関する請願(委員長報告)

第三 失業対策事業費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)

第四 進駐軍関係労働者に失業保険法適用の請願(委員長報告)

第五 失業対策事業予算単価に関する請願(委員長報告)

第六 失業対策事業費国庫補助増額に関する請願(委員長報告)

第七 女子日雇労働者救済に関する陳情(委員長報告)

第八 失業対策事業の財源措置に関する陳情(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十四日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

港灣法の一部を改正する法律案(坪内八郎君外五名提出)

運輸委員会に付託

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案(平井義一君提出)

水産委員会に付託

同日議長は、予備審査のため左の衆議院送付案を大蔵委員会に付託した。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案(夏堀源三郎君外四十七名提出)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

外資に関する法律の一部を改正する法律案

国土調査法案

経済安定委員会に付託

外国為替資金特別会計法案

緊要物資輸入基金特別会計法案

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

結核予防法案

予防疫種法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

通商産業委員会に付託

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

船員保険法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

競馬法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に関する法律案

裁判官俸給法の一部を改正する法律案

議院運営委員会に付託

同日修正議決した左の内閣提出案は即日これを衆議院に送付した。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

輸出品取締法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

内閣提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

法務府設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

精神衛生法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

輸出品取締法の一部を改正する法律案

精神衛生法の一部を改正する法律案

法務府設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

同日議院において採択することを議決した電気通信職員の特別給與表制定に関する請願外百三十五件の請願および高知県須崎町の地域給に関する陳情外二十六件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議院は、彈劾裁判所の裁判員左藤義詮君の辭任による補欠として鈴木安孝君を選挙した旨本院事務総長から彈劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長宛に通知した。

官報号外 昭和二十六年三月二十七日

参議院會議録第三十号 議長報告

同日衆議院事務總長から本院事務總長宛同院は彈劾裁判所裁判員田中伊三次君辭任につきその補欠として椎熊三郎君を選任した旨の通知書を受領した。同日委員長から左の報告書を提出した。

農業協同組合法の一部を改正する法律案可決報告書

法務委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

労働委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号

労働委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

本日委員長から左の報告書を提出した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に關する法律案可決報告書

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の會議を開きます。

この際お話しして決定したいことがございます。本日懲罰委員長石原幹市郎君から委員長を辭任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、この際、日程に追加して、欠員となりました懲罰委員長の選舉を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○本村守江君 私は、只今の懲罰委員長選舉は、成規の手続を省略いたしましたので、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○小川久義君 只今の木村君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 木村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は懲罰委員長に工藤健男君を指名いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 決算委員長から、特別會計政府關係機關及び終戦處理費の経理に關する調査について報告のため発言を求められました。この際これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより決算委員長

報告を求めます。決算委員長前之國喜一郎君。

〔前之國喜一郎君登壇、拍手〕

○前之國喜一郎君 決算委員会におきましては、昭和二十三年度決算につきまして、第八国会から引続き審議を続けておりますが、昭和二十三年度決算検査報告の批難事項六百二十三件中、終戦處理費に關するものは八十五件の多きに達し、その所管官庁である特別調査の業務運営については世上とかく噂がありますので、本委員会は公団及び終戦處理費等の経理状況に關する國政調査の承認を得て、特に小委員会を設け、その審査に當ることとした次第であります。

小委員会におきましては、先ず第一に、最近世上の懸念に上つております二重煙突事件、即ち昭和二十三年度決算検査報告批難事項第三百九十七号につき審査いたしました。右第三百九十七号につき、會計検査院は、本件は納入が著しく遅れていたのであり、二十三年七月に至り契約を解除することができたにもかかわらず、引続き納入させたものがあるばかりでなく、その使用実績は少数であり、多額の保管料を支拂つておる、なお、本品の檢收に当り処置を得なかつたために約三万二千フィートの不足数量があり、これに對し二千二百三十七万余円の過拂を生じたが、二十四年十一月現在約四百万円が返納されたに過ぎないと指摘し

ておるのであります。小委員会におきましては、本件に關し、會計検査院、特別調査庁その他關係官庁からそれぞれ説明を聴取したほか、大橋武夫はか十一名の証人を喚問し、第九国会以来引続き十四回の會議を開き、極めて慎重に審査して、内容の究明に努力いたしました結果、幾多の不正事實の存在することが明らかになつた次第であります。(拍手)

先ず小委員長から本委員会に報告されました審査の内容を御紹介いたします。

第一、事件の概要。

戰災復興院は、大橋武夫氏が同院特別建設局長在職中の昭和二十一年十二月、足利板金工業組合に對し二重煙突二十五万フィートを発注し、二十二年九月、特別調査庁の発足によつて同契約も同庁に移管され、他面、又足利板金工業組合は田中平吉及び高橋正吉の組合組織による共同事業であつたのが、その後、足利板金工業所と名称を改め、次いで足利工業株式会社と改組し、引続き同契約を承継したものであります。この間において二十三年七月九日附で二重煙突調達契約が解除されたが、第八軍担当官の口頭による指示を受けて生産を続行させていたものであります。而して最後の納入分五万フィートにつき、納入代行者太平洋商工株式会社常務取締役であり且つ特別調査庁囑託検査員である山口經男名義の二十三年

九月三十日附檢收證書に基いて、同年十二月二十八日に特別調査庁はその代金四千七百七万余円を支拂つたところ、二十四年一月に特別調査庁において現品の实地調査を行つた結果、約三万二千フィートの納入不足があり、金二千二百三十七万余円が過拂となつてゐることが判明したのであります。特調はこれが回收の措置を講じ、紆余曲折を経た結果、二十五年二月までに約六百三十六万圓を回收し、二十五年十月二十日附、國の代表者たる大橋法務總裁の申立による即決和解によつて、残額一千六百万圓を二十八十二月までに返納すること、及び當時の足利工業の社長田中平吉、同事務取締役高橋正吉も連帶保証することとなつた。その間二十四年二月に同庁は田中及び高橋と折衝し、両名の個人名義の資産をも提供させることとし、その計画を記載した誓約書を兩名から徴收したが、高橋名義の分としては、東武鐵道株券三万五千株、家用自動車一台、時価百万圓、その他を合せて五百万圓が記載されておるが、株券及び自動車はすでに売却され、その金額は約三百万圓であるのに、そのうち実際に同庁に支拂われたのは僅かに金三十万圓に過ぎない。

次に、証人大橋氏は、戰災復興院次長をやめて弁護士であつた頃、二十三年四月頃から約一年間足利工業株式会社の顧問となり、その間二十三年十二月頃、同会社事務の高橋正吉の依頼に

よつて、右二重煙突代金の支拂促進方につき特調へ折衝したのであるが、その後、検査調査の偽造に基く過拂金が判明した後、今度は特調監事三浦義男の依頼によつて、これが回収に關し同庁と田中及び高橋との間に立つて種々盡力をして來ておるのである。然るに前記自動車に關しては、大橋氏は山下某に命じて売却し、その売却代金を高橋正吉名義で株式会社三和銀行日比谷支店に預金し、その預金の引出しに關しては大橋氏が権限を持つていたのである。

第二、現品換收について。

本件五万フットについては、特調の官吏、及び大平商工常務、特調嘱託検査員山口は勿論、山口の実務担当者である同社社員藤原も現品の換收に立会しておらず、又現品を見たこともなく、この物品納入検査書は全然架空のものであつて、その事實は各証人の証言に照して明らかである。而もこの検査調査によつて多額の過拂が生じ、現在に至つてもなお回収に至つていない事實と、「少し早目に換收してもらつた」ということとして代金を取つて、それで大至急その品物を納めてしまおうと、こつちの会社が会社の考えであつた」といふ足利工業社員羽鳥証人の証言に照しても、この検査調査の偽造は單純なる不注意又は過失と考へ得られないのであつて、足利工業の高橋正吉その他同社側において故意に詐欺の意

図を含んでいたものとの疑いが濃厚であり、且つ検査調査作成関係者及び特調関係官中にも、情を知り、或いはこれに加担した者があるとの疑いを抱かざるを得ない。又検査調査に關する証言において、足利工業関係者、大平商工社員藤原及び特調石井技官のうち、偽造の疑いが極めて濃厚である。

ながら、売却のためであるという高橋の申出により、これを同人に渡したものであり、高橋証言によれば、売却代金百六十万円のうち五十万円は大橋氏に渡したとのことであるが、この五十万円は大橋氏から特調に入金がなく、従つて売却代金の全額が未だに納入されておらないのである。その二は、同じく高橋名義の自動車については、売却代金約百三十万円で、特調に納入されたものは三十万円に過ぎず、その残余の金額については、高橋の証言によれば、そのうち一部は自己のために消費し、残り四十万円と前記株券売却代金のうち五十万円とを合せて大橋氏に渡したといふのである。このように返納に充つべき物品の売却代金の大部分が今日に至るもなお納入されていないことについては、特調に手落ちのあつたことを認めざるを得ない。

第四、大橋武夫氏の偽証容疑の理由。
大橋氏は証人として宣誓の上、証言しておるが、次の二点は眞実でないと思われる。
その一は、モリス自動車の売却に關するものであるが、大橋氏はその証言において、本件自動車は高橋正吉の個人財産で、高橋個人から売却方を依頼せられたものであると証言してゐる。併しながら高橋の個人の財産であるとの証言は、本件自動車は会社財産であると言つてゐる他の証人の証言、及び二十四年二月二十三日附、大橋氏

がらこの管理方法について、田中社長及び特調側においては同意した事實はなく、特調側の説明等によつても認められないのみならず、特調側では大橋氏に對し再三この代金の納入方を督促したこと、高橋名義の当初預金即ち二十四年七月現在の預金高百五十万円は、約三ヵ月後の同年十月までに殆んど全部が引出されておらず、その後は入金のないこと等に鑑み、この点の証言も事實に反するものと思われる。

第五、本件偽証告発の必要性。

一、自動車売却代金を受領して、これを特調へ納入せず、山下をしてその運用の權に當らしめてゐる点は、積領罪に該當するものと言わねばならぬが、証人はこの罪責を隠蔽せんとする意圖の下に本件偽証をした疑いが濃厚であり、その責任は重大である。(拍手)

二、本件自動車売却代金が足利工業の特調に對する過拂金返還に當てられなかつたことは、政治的、道義的に大橋証人の責に歸すべきものが極めて大である。(拍手)

三、証人は現に國務大臣として、殊に法務總裁の地位にあり、衆議院議員を兼ねておられるが、国会において証人として喚問され、宣誓の上、証言するに際し、眞實を述べないことは、國法を無視し、国会の權威を傷けること極めて大であつて、(その通り)と呼ぶ者あり)一般人のそれと比すべきではない。(拍手)

四、なお、大橋氏の証言中に、右のほか次のような偽証及び他の犯罪の存在を疑わしめるものがある。即ちその一は、高橋正吉から東武鉄道株券売却代金中の五十万円を預かりながら、全く聞かせずと述べている点は、偽証の疑いがある。その二は、足利工業の顧問料として金三十数万円を受領しながら、全然所得税の申告をしていない点は、所得税法違反の(拍手)犯罪が伏在しているものと考えられるし、又これに關する証言中には偽証の疑いもある。その三は、昭和二十三年十二月の衆議院議員選挙の立候補に際し、高橋正吉から金二十万円の贈與を受けておるが、証人がこれを自己の生活費に費消したと弁明している点については疑問の余地があり、その使途如何によつては政治資金規正法違反及び偽証の容疑が存在する。

以上が小委員長報告の概要でありましたが、決算委員会におきましては、この報告の取扱について慎重審議いたしましたところ、一委員から、大橋武夫氏については、偽証の疑いが濃厚であるから、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第八條に基いて告発すべきであり、又本件関係者及び特調官吏中に詐欺罪を構成する者があると思われれるから、告訴の法的措置等を講ずると共に、特調官吏の処分を更に適正にすべきことを特調長官に勧告すべきであるとの意見が述べられました。

たが、他の委員から、本件の結論を得るには、なお審査を盡していない点がある、更に審査を続行すべきであるとの趣旨の意見が述べられました。更に他の委員から、大橋証人の偽証容疑は遺憾ながら濃厚であり、又関係者の共謀詐欺の疑いも濃いため、偽証問題は勿論重大であるが、決算委員会としては国損の原因を追及することが第一である。詐取については特調内部にも関係者があると思われるから、詐取に關する特調への勧告は効果を期待したい。先ず検査正等からすてに本件詐取に關する捜査を行なつたか否かを聞き、未だ捜査が進行していない場合には職権捜査を要望すべきであり、委員会もなお調査を続行すべきである。以上の検査当局の捜査並びに委員会の今後の調査を基礎として、告発すべきものは告発するの結論を出すべきものと思ふ。よつて次のことを動議として提出したい。

(1) 一応本調査の内容を本会議に中間報告すること、(2) 検査当局から事情を聴取し、必要に応じて検査当局に對し職権捜査を要望すること、(3) 小委員会においても証人その他により調査を続行して、事実の真相に努力すること、

右のような発言がありました。この発言に基く動議につきまして採決いたしましたところ、全会一致を以てこの動議が採決された次第であります。国費がかくのごとく不正に支出され

ていることは、二十三年度決算検査報告によりまして、その事例が甚だ多いのでありまして、これら国費が国民の血と汗とによつて暗われておりますることに鑑み、誠に遺憾に堪えませぬ。これらの原因である官庁側の事務処理の不適正、或いは当事者間の犯罪等については、事実を明らかにして、このような事故の発生を防止すべきであります。殊に本件に關しましては、法務総裁の地位にある大橋武夫氏が、或いは偽証の点において、或いは横領等の点において、幾多疑惑の存することは遺憾の極みであり、(拍手)御本人の名譽のためにもこれらの疑惑が速かに解消することを切望するものであります。

決算委員会におきましては、採決されました動議に基いて、小委員会における今後の調査を続行し、国損の原因を追及することに努力いたしますが、最近本件に關する一般の関心が極めて深く、審査の内容が、社会的、政治的に影響するところ極めて大であると認めますので、ここにその中間報告をいたす次第であります。なお審査の内容の詳細につきましては、会議録で御承知をお願い申し上げます。以上中間御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、農業協同組合法の一部を改正する法律案

(池田宇右衛門君外五名發議)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三七君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右の議案を發議する。

昭和二十六年三月二十日

發議者

池田宇右衛門 岩男 仁藏
西山 龜七 江田 三郎
片桐 眞吉 岡村文四郎

参議院議長佐藤尚武藏

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削る。

第十條第三項但書中「事業の利用分量の總額」を「事業の利用分量の額」に改め、「五分の一」の下に「(医療に關する施設については五分の二)」を加える。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 出資組合は、前條の規定による出資の外、定款の定めるところにより、組合員に對しその事業の利用分量の割合に応じて

配当した剰余金の全部又は一部を、五年を限り、その者に出資させることができる。

第二十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「出資口数」の下に「第十三條の二の規定による出資(以下同転出資金という。の拂込をさせようとするときはこれに關する規定を」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第十号の役員を選挙に關する規定には、選挙期日、選挙に關する通知、候補者の推薦、選挙管理、選挙立会人、投票、開票及び當選に關する事項並びに役員を總會外において選挙することとしたときはその旨を定めなければならない。

第三十條第三項を次のように改める。

役員は、定款の定めるところにより、組合員が總會(設立當時の役員は創立總會)においてこれを選挙する。但し、農業協同組合の役員(設立當時の役員を除く)は、定款の定めるところにより、總會外においてこれを選挙することが出来る。

第三十條第五項の次に次の三項を加える。

役員選挙においては選挙ごとに選挙管理、投票所ごとに投票管理、開票所ごとに開票管理を置かなければならない。

役員は選挙をしたときは、選挙管理委員は選挙管理委員、投票管理委員は投票管理委員、開票管理委員は開票管理委員、それぞれこれに署名しなければならぬ。

総会外において役員は選挙を行ふときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 役員は、三年以内において定款で定める。

役員は、定款に別段の定めがある場合を除き、毎年理事又は監事のそれぞれ定款のおおむね三分の一に相当する数の理事又は監事を改選しなければならない。

設立当時の役員は、第一項の規定にかかわらず、創立総会（合併による設立の場合は設立委員）において定める。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

第三十八條第二項第四号中「拂出資額」を「拂出資の出資（回転出資金を除く。以下同じ。）の額」に改める。

第四十一條の次に次の一條を加える。

第四十一條之二 役員は職務を行ふ者がいないため滞滞により損害を生ずるおそれがある場合において、

組合員その他の利害関係人の請求があつたときは、行政庁は、役員を選挙するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

前項の総会の招集については、第三十七條の規定を適用する。

第四十六條の次に次の二號を加える。

四 農業協同組合連合会の設立の発起人となり又は設立準備会の議事に同意すること。

五 農業協同組合連合会への加入及び農業協同組合連合会からの脱退

第四十六條の次に次の一條を加える。

第四十六條之二 農業協同組合連合会がその地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行つてい

る事業を新たにを行うために定款を変更しようとするときは、これにつき、会員たる組合は、それぞれの総会において、投票によつて議決しなければならない。

前條第四号及び第五号の事項については、投票によつて議決しなければならない。

第四十八條第四項中「第五項」を「第八項」に改める。

第五十二條の二中「前二條」を「前三條」に改め、同條を第五十二條の三とし、第五十二條の二として次の一條を加える。

第五十二條之二 出資組合は、回転

出資金を損失の填補に充てることができる。

出資組合は、回転出資金を損失の填補に充てた後、残額がある場合には、その拂込に充てた剰余金を生じた事業年度の次の事業年度の開始の日から起算して五年を経過したときにこれを拂戻し、戻さなければならない。但し、当該期間内に、総会において拂戻すべき旨の議決をしたときは又は組合員が脱退したときは、当該議決又は脱退に係る事業年度末にこれを組合員又は脱退した者に拂戻し、戻さなければならない。

第六十三條の次に次の一項を加える。

組合が第五十九條第一項の設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、行政庁は、当該認可を取り消すことができる。

第八十三條第三項及び第八十五條第三項中「第六十五條第四項」を「第六十五條第六項」に改める。

第八十三條第六項中「若しくは」を「又は」に、「又は第六十五條第四項」を「第六十五條第六項においてこれを準用する場合を含む。」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に在任する

組合の役員は任期については、なお従前の例による。

（羽生三七君登壇、拍手）

○羽生三七君 只今議題となりました本院議員池田宇右衛門君ほか議員諸氏の発議にかかる農業協同組合法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、農業協同組合の健全な発達に資するため、組合の業務に対する組合員の意思の反映を強化すると共に、組合事業の運営に弾力性を與える措置を講ずるため、現行法に主要次のような改正を加えんとするものであります。

第一は、組合の役員は任期は現在原則として一カ年となつておりますが、これを三カ年までに延長し、なお、三年とする場合は原則として毎年役員の大體三分の一ずつ改選することとし、役員が本願を入れて組合の経営に従事できることとなさんとするものであり、第二は、農業協同組合の役員は総会において選挙することに

なつておりますが、これを総会外においても選挙ができることとなさんとするものであり、第三は、組合は組合員以外の者にその施設を利用させることができることになつておりまして、その利用できる分量は現在組合員の事業の利用分量の五分の一以内ということになつておるものであります。これを医療施設についてはのみは、医療事業の社

会公共性に鑑み、且つは公的医療機関指定の便宜をも考え合せて、組合員以外の者が組合員の利用分量の五分の二まで利用することができることとなさんとするものであり、第四は、組合の資金面の充実に資するため回転出資金制度を設け、普通出資のほか組合員に対して配当した剰余金の全部又は一部を五年を限り出資させることができることとなさんとするものであり、第五は、組合が連合会を設立し、或いは連合会に加入し、又は脱退しようとするときは、総会で特別議決を必要となし、組合員の意思の反映を強化することとなさんとするものであり、第六は、役員は職務を行ふ者が欠け、事業運営上支障を生ずるとき、役員選挙のため総会を招集し、又設立登記が甚だしく遅延した場合における認可の取消等について、行政庁の監督権の整備を図らんとするものであります。

委員会におきましては、先ず役員は任期を三カ年とするこの適否及び役員

の選任方法等について、提案者及び政府当局との間に質疑が交されましたが、これが詳細については会議録に譲ることになります。続いて討論を省略し、直ちに採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

御報告申し上げます。

す。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(いずれも衆議院提出)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。議院運営委員長山田佐一君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年三月二十四日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九條中「千円」を「三千元」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年三月二十四日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律

国会の閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決で特に付託された事件について審査をしたときは、その委員は、出席日数に応じて日額千五百円の定額によつて審査雑費を受ける。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律

(昭和二十三年法律第八十九号)は、廃止する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十六年三月二十四日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長佐藤尚武殿

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第八項及び第九項中「手当」を「職務雑費」に改める。

第七條第二項を次のように改める。

事務局に参事二人及び主事三人を置く。

第十六條第九項及び第十項中「手当」を「職務雑費」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、第七條の改正規定は、同年七月一日から施行する。

〔山田佐一君登壇、拍手〕

○山田佐一君 只今議題となりました法律案三件につきまして、議院運営委

員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議員の発信する通信の現状に鑑み、通信費を増額する必要があるため、現行月額千円を三千元に改正しようとするものであります。

又、国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案は、国会閉会中委員会が審査を行う場合に、委員が受ける手当を、その性質に鑑み、実費弁償の趣旨に副するよう名称を改めると共に、これを日額千五百円に改めようとするものであります。

又、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、裁判官弾劾委員会及びその職務を行う予備員並びに裁判官弾劾裁判所裁判員及びその職務を行う予備員が、国会の閉会中その職務を行う場合に受ける手当を、その性質に鑑み、実費弁償の趣旨に副するよう名称を改め、費用弁償の趣旨に副するよう名称を改め、又、裁判官弾劾委員会事務局の事務を拡充するため、職員定員中主事一人を増加しようとするものであります。

以上の法律案三件について、本委員会といたしましては、法律案の提出に先立ち、すでにその内容について慎重に検討を加えて参つたのであります。が、このたび正式提出を待つて改めて審査の結果、いずれも全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上を以て御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二より第五までの諸議及び日程第六より第八までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。労働委員長赤松常子君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

〔赤松常子君登壇、拍手〕

○赤松常子君 只今議題となりました諸議第二百九十二号、日雇労働者の賃金ベース引上げ等に関する諸議は、請願三件、陳情三件につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

請願第二百九十二号、日雇労働者の賃金ベース引上げ等に関する諸議は、現在失業対策事業に就労している労働者の賃金は月平均十六日程度の就労約

四千円、最低生活も不可能でありま
すから、賃金を引上げ、更に就労日数
を拡大せられんことを要するもので
あります。次に、請願第五百六十二
号、失業対策事業費国庫補助増額に
関する請願、請願第九百二十九号、失
業対策事業費国庫補助増額に關する
請願、請願第九百二十九号、失業對
策事業費国庫補助増額に關する請願、
請願第九百二十九号、失業對策事業
費国庫補助増額に關する請願、請願
第九百二十九号、失業對策事業費国
庫補助増額に關する請願、請願第九
百二十九号、失業對策事業費国庫補
助増額に關する請願、請願第九百二
十九号、失業對策事業費国庫補助増
額に關する請願、請願第九百二十五
号、失業對策事業の財源措置に關する
陳情等、請願二件、陳情二件はいずれ
も失業對策事業を拡大強化されんこ
とを要するものであります。次に、請
願七百四十号、進駐軍関係労働者に
失業保険法を適用する件、進駐軍関
係政府直轄労働者の場合、言語、風
俗、習慣を異にする連合軍に雇用さ
れ、些細な事由により一方的に解雇
され、而も解雇及び退職手当金も支
給されないという実情で、労働者は
極めて不安定の中に就労を続けてお
りますから、速かに失業保険法を適
用されんことを要するものでありま
す。次に、陳情第三百三十四号、女
子日雇労働者救済に関する陳情は、
女子日雇労働者救済のため速かに定
額につくよう斡旋すると共に、賃金
についても男女の區別を付けず、又
託児所を設けるなどを要望してある
のであります。

以上請願四件、陳情三件は、いづれ
もその願意妥協なるものと認めまし
て、これを採択し、議院の會議に付
し、内閣に送付することを要するもの
と決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
これらの請願及び陳情は委員長報告の
通り採択し、内閣に送付することに賛
成の諸君の起立を求めます。
〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、内閣に送付す
ることに決定いたしました。
次会の議事日程は決定次第公報を以
て御通知いたします。
本日はこれにて散會いたします。
午前十一時二十二分散會

○本日の會議に付した事件
一、常任委員長兼任の件
一、常任委員長長の選挙
一、特別会計、政府関係機關及び終
戦処理費の経理に關する調査の件
中間報告
一、日程第一 農業協同組合法の一
部を改正する法律案
一、国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律の一部を改正する
法律案

一、国会閉會中委員会が審査を行う
場合の委員の審査雜費に関する法
律案

一、裁判官彈劾法の一部を改正する
法律案
一、日程第二乃至第五の請願
一、日程第六乃至第八の陳情
出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員
山川 良一君 山内 卓郎君
村上 義一君 宮城タマヨ君
溝口 三郎君 前田 穰君
藤野 繁雄君 早川 慎一君
波多野林一君 野田 俊作君
西田 天香君 徳川 宗敬君
伊達源一郎君 竹下 豐次君
高橋龍太郎君 高田 寛君
高木 正夫君 鈴木 直人君
杉山 昌作君 島村 軍次君
西郷吉之助君 高良 とみ君
小林 政夫君 小宮山常吉君
木下 辰雄君 河井 彌八君
加藤 正人君 加賀 操君
奥むめお君 岡本 愛祐君
岡部 常君 尾崎 行雄君
梅原 眞隆君 尾山 三郎君
長島 銀藏君 木村 守江君
宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
高橋進太郎君 仁田 竹一君
上原 正吉君 大谷 豊清君
深水 六郎君 加納 金助君
平沼彌太郎君 大矢半次郎君
城 義臣君 植竹 春彦君

岡崎 眞一君 小野 義夫君
寺尾 豊君 黒田 英雄君
石坂 豊一君 中川 幸平君
小串 清一君 工藤 鐵男君
中川 以良君 伊藤 保平君
赤木 正雄君 松本 昇君
野田 卯一君 重宗 雄三君
大野木秀次郎君 加藤 武徳君
長谷山行教君 古池 信三君
杉原 荒太君 白波瀬米吉君
山縣 勝見君 安井 謙君
山本 米治君 岡田 信次君
愛知 葵一君 滝井治三郎君
石村 幸作君 池田宇右衛門君
入交 太蔵君 島津 忠彦君
石原幹市郎君 紅露 みつ君
深川タマエ君 木内キヤウ君
鈴木 恭一君 大島 定吉君
郡 祐二君 川村 松助君
谷口弥三郎君 有馬 英二君
油井賢太郎君 山田 佐一君
西山 龜七君 堀 末治君
櫻内 義雄君 西田 隆男君
中井 光次君 左藤 義詮君
小林 英三君 林屋龜次郎君
鬼丸 義賢君 村尾 重雄君
青山 正一君 カニエ邦彦君
藤原 道子君 永井純一郎君
原 虎一君 高田なほ子君
片岡 文重君 小林 幸平君
松浦 清一君 菊川 孝夫君
赤松 常子君 深川榮左エ門君

菊田 七平君 山田 簡男君
三輪 貞治君 松永 義雄君
小泉 秀吉君 大隈 信幸君
前之園喜一郎君 岩男 仁藏君
小笠原三男君 吉田 法晴君
駒井 藤平君 小川 久義君
稻垣平太郎君 羽生 三七君
江田 三郎君 大野 幸一君
曾你 益君 中村 正雄君
須藤 五郎君 鎌岩 傳一君
水橋 藤作君 梅津 錦一君
岡村文四郎君 東 隆君
森 八三一君 小林 亦治君
千田 正君 三浦 辰雄君
松浦 定義君 小松 正雄君
堀本 鎌三君 松原 一彦君
内村 清次君 小西井義男君
栗山 良夫君 山下 義信君
矢嶋 三義君 棚橋 小虎君
下條 恭兵君 上條 愛一君
森崎 隆君 平林 太一君
國務大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 大蔵 政務次官 岡崎 勝男君
内閣官房長官 西川甚五郎君
農林政務次官 島村 軍次君

〔第二十四号参照〕
審査報告書
厚生年金保険法特例案
右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月十三日

厚生委員長 河崎 ナツ

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤森 眞治 藤原 道子
上條 愛一 長島 銀藏
中山 壽彦 有馬 英二
石原幹市郎 川村 松助
松原 一彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現下の経済状況の変化に應ずるため、障害年金及び遺族年金の低額なものを増額しようとするものであつて、妥当な措置である。

二、事業の利害得失

低額な障害年金及び遺族年金の受給者の生計水準を高め得る利益がある。

三、費用

この法律施行によつて、昭和二十六年度に要する予算額は六百七十八千六百七十七円である。

審査報告書

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月十三日

厚生委員長 河崎 ナツ

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

藤森 眞治 川村 松助
上條 愛一 石原幹市郎
長島 銀藏 中山 壽彦
有馬 英二 藤原 道子
松原 一彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国立失明者更生施設を増設強化しようとするものであつて妥当な措置である。

二、事件の利害得失

施設の増設によつて、失明者が更生の機会を得ることが容易となる利益がある。

三、費用

この法律施行のため、昭和二十六年度に要する予算額は三百九十五万四千五百二十九円である。

審査報告書

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月十二日

大蔵委員長 小串 清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森 八三一 山崎 恒
小宮山常吉 小林 政夫
愛知 揆一 油井賢太郎
松永 義雄 黒田 英雄
高橋龍太郎 岡崎 眞一
大矢半次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、旧軍用財産を時価に比し減額した対価で譲渡することができ期間を延長するとともにその減額することができ割合を増加し、旧軍用財産又は物納財産を譲渡した場合の売却代金の延納期間を延長する等旧軍用財産、物納財産等の貸付及び譲渡の特例を認める範囲を拡張しようというのであつて、適当な改正法律案と認め

二、事件の利害得失

この措置によつて、旧軍用財産及び物納財産の処理を容易ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

下正保有物等特別措置特別会計法等を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年三月十二日

大蔵委員長 小串 清一

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

森 八三一 山崎 恒
小宮山常吉 小林 政夫
大矢半次郎 愛知 揆一
松永 義雄 黒田 英雄
高橋龍太郎 油井賢太郎
岡崎 眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

臨時物資需給調整法に基く命令の規定による不正保有物資及び過剰物資の処理の進捗、状況にかんがみ、不正保有物資等特別措置特別会計法及び不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに關する法律を廃止しようとするのであつて、適当な法律案と認め

二、事件の利害得失

この措置によつて、不用となつた法律を整理しこれに伴う適当な経過措置をとり得る利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

一、名古屋、多治見兩駅間鉄道電化に關する請願外二十七件
一、白河、仙台兩駅間鉄道電化に關する陳情外二件

右審査報告書は都合により附録に掲載。

三、費用
この法律の施行のために、別に費用を要しない。

一、名古屋、多治見兩駅間鉄道電化に關する請願外二十七件

一、白河、仙台兩駅間鉄道電化に關する陳情外二件

右審査報告書は都合により附録に掲載。

参議院會議録第二十一号正誤
頁 段 行 誤 正
三二 八 改正 改定

参議院會議録第二十二号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第二十三号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第二十四号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第二十五号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第二十六号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第二十七号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第二十八号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第二十九号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第三十号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第三十一号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第三十二号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第三十三号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

参議院會議録第三十四号正誤
頁 段 行 誤 正
三六 二七 規定 規程
三六 二七 改正 改定
三六 二七 採決 採決

九価 一部 六円五十銭
送料 実費

東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三一
郵便 東京一九〇〇〇 官報課